



# 日本の労働基本権のいま — WTOへのI T U C報告書を読む

IMF・JC顧問 小島正剛

## プロローグ

世界貿易の展開には一定のルールが必須である。言わずもがなこの分野では、自由で公正な交易条件が確立のため、世界貿易機関（WTO）が機能しており、国別の貿易政策をレビューするメカニズムを持っている。

レビューはその当該国の政策に関する事務局報告書と、当該国政府提出の報告書をベースになされるが、それに向けて、労働の立場から国際労働組合総連合（ITUC）も、当該国における労働基本権の確立・

遵守状況について報告書を欠かさず提起してきた。

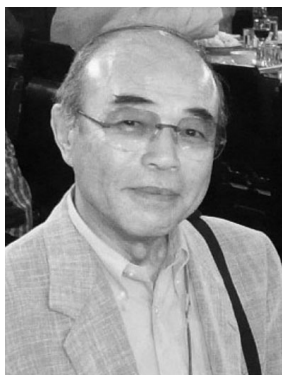
自由で公正な世界貿易のためには、それを担保する公正な貿易条件が必須であり、各国における貿易政策とともに中核的労働基準の状況がその一端を担うこととなる。労働の公正性が問われる道理だ。国際労働運動は歴史的にも公正な労働基準を各国に確立する運動を推進してきた。

現下のWTOにおける対応の発端は、1996年シンガポールで採択されたWTO閣僚会議宣言にあってよいらう。そこには「われわれは、国際的に認知された中核的労働基準遵守の誓

約を再度表明する」とあるのである。

これに沿って提起されるITUCの国別報告書は、既述したように各国に基本権を確立し、もって世界的に公正な貿易条件を確立しようとするITUC運動の環である。

日本の貿易政策レビュー（論評）が実施されることも当然あるのであつて、さる2月15-17日、ジュネーブで開かれたWTO一般理事會が、二年ぶりにその「日本の貿易政策」をレビューしたことは、ほとんど報道されていないようだ。その折、ITUCは、労働組合から見た「日本報告」を提起し



ているのだが、日本における基本的な労働基本権の状況をどうとらえ記述しているかは、日本の労働運動をはじめ関係者にとっても関心と呼ぶところだろう。

本稿では、若干のコメントを加えながら、その要点を紹介してみることとする。



世界貿易機関(WHO)の本部ビル(スイス・ジュネーブ)

## 報告書の概要

報告書は「日本における、国際的に認知された中核的労働基準」と題する10ページものである。構成内容は、どの国の場合とも同様で、ILO中核的労働基準の4分野を中心とし、始めに「要約」、次いで簡単な「導入部分」を付して、本題の「結社の自由と団体交渉権」、「差別と報酬の平等」、「児童労働」、「強制労働」の四分野を

記述、最後に「勧告」を付している。以下、順を追って記述する。

要約は、日本がILOの8つの中核的労働基準のうち6つを批准しているとしつつ、しかしILOやWTO諸会議における誓約を果たさず上でさらなる努力が必要とする。そして団体交渉権、団体交渉権、ストライキ権は承認されているが、公務、公益企業等ではスト権は外されているとも。また非正規労働者が基本権を享受するのは困難とも指摘している。

また雇用・所得の差別は禁止されているが、実際にはジェンダー差別は存在し女性の管理職者は少ない。児童労働は存在せず法は遵守されている。ただ法は親族企業や家内労働を適用除外としている。強制労働は禁止され、一般的に存在せぬが、女性の性的搾取や外国人訓練生の問題があるともしている。

本題の導入部では、第四回WTO閣僚会議(11年11月、ドーハ)が前述の誓約を再確認したこと、さらにはこうした基準はILO総会(98年、ジュネーブ)において178カ国によって採択された

『ILO基本原則および労働における諸権利宣言』や、ILO総会(08年、ジュネーブ)で採択された『公正なグローバル化のための、社会正義宣言』でも誓約されているとしており、日本政府もそれらにコミットしていることを示唆している。加えて、ITUCのアクションの正当性をも示しているのである。

## I 結社の自由と団体交渉権

まず報告書は、日本がこの分野の第87号条約(結社の自由)と第98号条約(団体交渉および団体交渉権)を批准していることを明記している。

こうした権利は憲法や労働法で保障されているとしつつ、しかし、公務・公益部門では制約があり、団体交渉や団体交渉権は認められるものの、スト権は認知されていないと指摘している。警察官や消防夫などは除外されているとも。

民間部門では団体交渉や団体交渉権は広く普及しているが、おおむね企業レベルである。スト権も享受されているが、政府が必須サービスと

定義つける分野ではスト権はないと説明している。

こんにち非正規労働者は、就労者の三四五%になり、正規労働者の領域を侵食しており、とくに製造業では、偽装請負労働が発生し、労働条件や安全衛生上も問題が生じている。彼らの団体交渉行使は困難である。また、持ち株会社や投資ファンドなどは法律上、使用主とは認定されないため、団体交渉を求める労働組合にとっては問題であるとの指摘もある。

また外国人非熟練労働者について、関係法の下、3年間のビザを



ITUCの青年組織化キャンペーンポスター



日本の労働基本権のいま  
— WTO への ITUC 報告書を読む

同一賃金同一労働キャンペーンポスター



あつた。政府はホットラインを設けて対処している。法律では身体的・精神的障害者の雇用、教育、保健サービスにおける差別を禁じており、企業や公共

サービスにおける雇用者数の最低限を設定しているが、遵守されていない。従業員56人以上の民間企業調査では、法定の身障者最低雇用率1・8%に対し、1・6%であった。アイヌ等民族差別は禁止されているが、雇用面で差別が報告されているとしている。

「注・5〜14歳の働く子供たちの60%（1億2千万人）はアジアに集中しているところから、この分野における日本の貢献度はもっと高める必要があるだろう。」

この分野では、日本は第100号条約（報酬の平等）を批准しているが、第111号条約（差別・雇用・職業上）は批准していない。国内法は、人種、性別、社会的地位等々による差別を禁じてい

る。雇用機会均等法が施行されているが、女性差別は依然として問題である。要因の二つは、二重のキャリアアップのシステムで、男性は職業上のキャリアの階段をのぼり、女性は一般・事務職に向う傾向にある。女性の労働参

加率は69%（09年）、平均月間賃金は22万6100円であったが、男性は33万3700円であった。管理職に就める女性の比率は低い。しかし就学に関しては男女平等であるとの指摘も忘れていない。

職場の性的ハラスメントは法律で禁じられているが、現実には広く存在し、厚労省には08年、1万3529件の相談が寄せられ、その殆どは女性労働者からのものであつた。政府はホットラインを設けて対処している。法律では身体的・精神的障害者の雇用、教育、保健サービスにおける差別を禁じており、企業や公共

## II 差別および報酬の平等

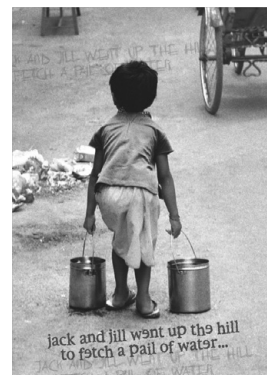
もつて訓練目的で訪日するが、団結権は認められるものの、主として訓練生と訓練生派遣業者（送り出し国）との契約のため団結権は行使し難い。彼らの多くは最低賃金の半分にも満たぬ低賃金・長時間労働で過酷な状況にある。政府は09年7月、移民管理・難民認定法を改定したが、効果のほどは今後待つことになる、としている。

力加率は69%（09年）、平均月間賃金は22万6100円であったが、男性は33万3700円であった。管理職に就める女性の比率は低い。しかし就学に関しては男女平等であるとの指摘も忘れていない。

## III 児童労働

この分野では、日本は第138号条約（雇用最低年限）および第182号条約（最悪の形態の児童労働）を批准している。

18歳未満の危険作業は禁止されているが、13・14歳の児童の軽作業は許容される。15歳までは義務教育があり無料である。法の施行は良好で、児童労働は発生していないが、法律には親族企業や家内労働では危険作業を例外的に許容している。この分野の労働には成人、児童とも労働基準の法的規定がない。児童買春、児童ポルノは違法であり、違反者には3年までの収監、罰金が科せられる。ただし、最近援助交際なる行為が注目される、と記述している。



## IV 強制労働

この分野では、日本は第29号条約（強制労働）を批准しているが、第105号条約（強制労働の廃止）は批准していない、と指摘している。



児童労働 (バングラデシュ)

て強制的に就業させたり労働運動の接近を許容しなかつたりするケースが報告されている、との指摘がある。

また、売春や強制労働目的の人身取引は禁じられているが、女性や女兒の国内での売買が増えている、との表現があり、精査が必要のようだが、こうした指摘は、米  
国務省(外務省)の報告に負つて  
いとみられる。当局は09年、人  
身売買で5人を起訴した記録があ  
るとしている。(注…この点、信  
頼すべき筋によれば、01-09年の  
間、人身取引(売買)での保護実績  
は275人にのぼるとしており、

いずれも外国人女性であったとい  
う。日本人女性の被害も否定でき  
ない。) 政府は09年人身売買対策  
アクション・プランを発表し、労  
働力送り出し国(例えばタイなど)  
と覚え書きを交わしている。

## 「勧告」

最後に付された勧告は13ポイン  
トからなる。概要は以下の通り。

1. (日本) 政府は、ILO 第111号条約(差別)および第105号条約(強制労働禁止)を批准し、国内法に生かすべきである。
2. 政府は、ILO 条約および結社の自由委員会等の勧告にもとづき、公務部門すべてに団結権、団体交渉権、ストライキ権を認めるべきである。
3. 政府は、有期雇用労働者が団結権を享受しうる新法を策定すべきである。
4. 持ち株会社、投資基金は国内法を通じ使用者と認定する必要がある。
5. 政府は、キャリアアップの二重システムを排する措置をとる必要がある、処遇面のジェンダー格差を是正すべきである。
6. 性的ハラスメントから従業員を擁護せぬ企業を特定する制度は、拘束力を持つよう改善すべき。
7. 当局は民間部門における障害者の最低雇用率を遵守するための誘導措置などを提起すべきである。
8. 少数民族(略)。
9. 児童労働(略)。
10. 政府は外国人訓練生制度の大規模な実態調査を実施し、当該法を遵守すべきである。
11. 人身取引(略)。
12. 政府はWTOおよびILO に対し日本の法改定やすべての中核的労働基準の遵守について、定期的に報告すべきである。
13. WTO は、日本当局に対し、WTO シンガポールおよびドーハ閣僚会議において中核的労働基準遵守について日本も受け入れた合意を想起するよう促すべきである。WTO は、ILO に対し、この分野における日本政府との協働を強化し、次期WTO 一般理事會に報告を提起するよう要請するべきである。

## エピソード

要点は以上であり、評価のほどは読者諸氏に委ねるが、痛感するのは少なくとも未批准のILO 中核的条約などは、折角の政権交代なのだから、速やかに批准に取り組むべきではなかったか、ということである。対外的に発言していくには、まず足もとを整備して行く必要がある。

(2011年3月22日記)

### ● IMF-JC 顧問

#### 小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。

## 1. WTO (World Trade Organization)

世界貿易機関。GATT (関税貿易一般協定) のウルグアイ・ラウンドが終結したことに伴い、1995年1月に発足。WTOは国家間貿易に関する世界ルールを扱う唯一の国際機関として、貿易の円滑化、予測可能性、自由性の確保を目的とする。貿易障壁をなくす多角的貿易体制の推進を目標に、国際的な商取引の基本ルールとしてWTO協定を締結し、加盟国の貿易上の利益を保障する。2004年10月現在、加盟国数は148カ国。わが国は1995年1月1日に加盟。

## 2. 国際労働組合総連合

### (ITUC:The International Trade Union Confederation)

2006年11月、国際自由労連 (ICFTU)、国際労連 (WCL) の両組織が解散し、あらためて独立系8組織をも統合して結成。世界151国・地域、305組織、約1億7600万人の労働者が加盟。実質的な意味で国際労働運動を唯一代表する組織。日本からは連合が加盟している。

## 3. 1996年シンガポールで採択された WTO 閣僚会議宣言

1996年12月に開催されたWTO閣僚会議宣言の第4項目「中核的な労働基準について」の中に、「4. 我々は、国際的に承認された中核的な労働基準を遵守する決意を新たにす。国際労働機関 (ILO) は、これらの基準を設定し扱う権限のある機関であり、また、我々は、これらの基準を促進するILOの作業に対する支持を確認する。我々は、貿易の増大及び貿易の更なる自由化によってもたらされる経済成長及び開発が、これらの基準の促進に貢献すると信ずる。我々は、保護主義的目的のための労働基準の使用を拒否し、各国、特に低賃金の開発途上国の比較優位を決して問題にすべきではないことに同意する。この関連で、我々は、WTO事務局とILO事務局が既存の協力を継続することに留意する。」と記されている。

## 4. ILO の 8 つの中核的労働基準

仕事・労働の世界で守られるべき最低限の基準を中核的労働基準 (CLS) と言う。これは4つの分野で8つのILO条約を指定するという形で定められている。これを決めているのは1998年の第86回ILO総会で採択された『労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 (新宣言)』である。4つの分野と8つのILO条約を関係づけると以下の通り。

◎第1の分野「結社の自由及び団体交渉権」(ILO条約87号「結社の自由および団結権の保護に関する条約」、98号「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」)

◎第2の分野「強制労働の禁止」(ILO条約29号「強制労働に関する条約」、105号「強制労働の廃止に関する条約」)

◎第3の分野「児童労働の実効的な廃止」(ILO条約138号「就業の最低年齢に関する条約」、182号「最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約」)

◎第4の分野「雇用及び職業における差別の排除」(ILO条約100号「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」、111号「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」)

(IMF-JC 編集部)

保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

ZENROSAI NEWS

変わらぬ「安心」を、お届けするために。

助け合いの心を大切に、共済事業をすすめて半世紀余り。  
全労済はこれからも、組合員の皆さまの声に応え、  
事業と助け合いの輪を広げ、変わらぬ「安心」をお届けしていきます。

**責任品質。**

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

こくみん共済	⑩総合医療共済	⑨せいめい共済	ねんきん共済
自然災害保障付 火災共済	⑧社会保険付 火災共済	マイカー共済	自賠責共済
交通災害共済	⑦団体生命共済	セット移行共済	慶弔共済